

鳥取県中山間集落見守り活動支援事業実施要領

(目 的)

第1 この実施要領は、鳥取県における中山間地域等において事業活動を営む事業者等と行政機関が相互に連携し、事業者等が業務を営む際に、中山間地域等に暮らす住民の日常生活での異常と思われる状況等を発見した場合に、市町村等へ連絡する体制の整備を促進することにより、中山間地域等での安全で安心して生活できる地域づくりを推進することを目的とする。

(定 義)

第2 この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 対象者 県内の中山間地域等に暮らす支援が必要と思われる世帯または住民とする。
- (2) 事業者等 県内の中山間地域等で事業活動を営む法人その他の団体及び個人等とする。
- (3) 見守り活動 事業者等が業務活動中において、対象者の日常生活での異常と思われる状況等を発見した際に市町村等へ連絡することとする。

(県の役割)

- 第3 県は、本事業の周知に努めると共に、見守り活動を実施する事業者等とその見守り活動を依頼する市町村との連携・調整を行うとともに、その見守り活動の内容について助言するものとする。
- 2 県は、事業者等より見守り活動を実施することとして、第4に規定する申込書が提出された際には、該当市町村にその内容を周知する。
 - 3 協定が締結された際には、その内容を県のHPに掲載する。
 - 4 県は、見守り活動を通じて、中山間地域等で地域の安全・安心の維持に貢献する活動を行った事業者等を表彰する。

(手続き)

- 第4 事業者等が見守り活動を申し込む場合は、県に対して申込書(様式1)により、市町村が見守り活動への取組み参加を希望する場合は、申込書(様式2)により申し込むこととする。
- 2 事業者等、市町村が見守り活動を中止または廃止する場合には、県に対して書面により通知することとする。

(協定の締結)

- 第5 事業者等と市町村は、見守り活動の具体的内容について協議するものとする。
- 2 事業者等、市町村及び県は見守り活動に関しての決定事項について協定を取り交わすこととする。

(連絡調整会議の開催)

第6 県は、事業を円滑に運営するために、本事業に参加する事業者等と市町村及び県の関係部局を招集し、連絡調整会議を開催することができるものとする。

(個人情報の保護)

第7 本事業に参加する事業者等及び市町村の構成員は、事業の実施に際して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

附 則

この実施要領は、平成20年4月7日から適用する。

この実施要領は、平成22年12月22日から適用する。